

平成20年11月宮崎県定例県議会

議員定数・選挙区調査特別委員会会議録

平成20年12月2日

場 所 第1委員会室

平成20年12月2日（火曜日）

政策調査課主任主事 松下新一
政策調査課課長補佐 長友重俊

午後2時2分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 議員定数及び選挙区について
2. その他

出席委員（12人）

委員	長	緒嶋雅晃
副委員	長	凶師博規
委員		坂元裕一
委員		福田作弥
委員		蓬原正三
委員		黒木覚市
委員		宮原義久
委員		河野安幸
委員		松村悟郎
委員		満行潤一
委員		河野哲也
委員		井上紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（7人）

議員		中村幸一
議員		鳥飼謙二
議員		太田清海
議員		武井俊輔
議員		権藤梅義
議員		田口雄二
議員		前屋敷恵美

説明のために出席した者（なし）

事務局職員出席者

○緒嶋委員長 ただいまから議員定数・選挙区調査特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありませんが、お手元に配付の日程案のとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、早速、委員協議に入ります。

本日は、前回の委員会において、選挙区割りや各選挙区の定数まで含めた各会派の成案を持ち寄って議論するという事になっておりましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、自民党のほうから、集約された案について御報告をお願いいたします。

○蓬原委員 案をお配りしたいと思います。

〔書記が資料を配付〕

○蓬原委員 御説明申し上げます。それぞれ前にペーパーが1枚配られていると思います。我々の基本的な考え方を申し上げます。

まず、総定数は39名といたしました。これまで自民党県議団といたしましては、40名か39名との結論を出しておりましたが、県民の皆さんの関心も大変高い総定数につきましては、改革に対する妥協をせずに、より大きな削減のほうを、39か40という選択の中で39のほうを選択いたしました。結果としては、諸派の皆さんが後で出されると聞いておりますが、削減数と同じとなったわけでありまして。

2番目に、選挙区割りは、任意合区を行わないことを基本といたしました。公選法の原則を尊重したものでありまして、その他の理由につ

いては、先日の委員会で4つほど御説明申し上げましたとおりであります。ただし、1つの例外がございます。この例外については、後ほど説明いたします。

3番目に、各選挙区の定数は、人口比例定数を基本といたしました。選挙区割りと同様、公選法の原則を尊重したものであります。ただし、1つの例外がございます。

今、2番と3番で申し上げました例外について御説明を申し上げます。具体的に各選挙区の定数等を検討する中で、2つの例外はやむを得ないと判断したものであります。まず、2番目で説明した選挙区割りであります。小林市と西諸県郡の任意合区についてであります。16選挙区の場合、小林市の定数は、人口比例定数では1名となります。1名とした場合でも、また他の選挙区からもし15条8項を適用して持ってきて2名とした場合でも、それぞれに問題が生じます。それを2つ説明しますと、1名とした場合、西諸県郡と小林市、隣接する2つの選挙区で格差が2.13倍と一番大きく開く選挙区が隣り合わせとなること、2名の場合は、合併が起こった場合に、小林・西諸選挙区が3名となって、日向市や日南市と逆転現象が生じるということになります。任意合区を行うことによってこの問題を一挙に解決することができるわけでありまして、これは、小林市と野尻町の合併の見通しが大変高いということから、それを見越しての現実的な判断をしたものであります。

次に、ただし書きの適用、各選挙区の定数についてであります。宮崎市分を児湯郡に移動しております。いわゆる15条8項の適用であります。宮崎市は、御案内のとおり中核市でございます。かなりの権限移譲も進んでいるわけですが、他の選挙区を減らす中、1名

の削減は免れないものと判断をいたしました。その1名は、最大格差である児湯郡、2名の場合は1.71倍となるわけですが、ここに持つていくことによって、格差は1.60倍に縮まることとなります。15選挙区の場合にでき得る最小の格差となるわけでありまして、これは、あくまでも、格差を縮小するためにただし書きを適用したものであります。結果として、これによりまして、県北、県央、県南、大きく分けて3つの国会議員の選挙区がありますが、これがちょうど13名ずつになるという結果になります。

任意合区をすべきでない理由というのは、この前、4つほど申し上げましたが、中山間地への配慮をしたということでありまして、私ども、この前もお断り申し上げましたが、我が会派がなかなか提出できなかったということもございましたが、我々のこの委員会に所属する自民党の議員8名のうち4名は、皆さん、それぞれこの減員区の対象となっております。しかも、この6名の減員をする中で、恐らく、前回の選挙結果等々、あるいは自民独占区を減らしていくこと等々を考えると、自民党が次の選挙ではかなり厳しい状況になるだろうということを考えてみましても、我々はそれなりに内部でしっかり議論して、並々ならぬ決意を持ってこの結論を出してきたということをお願いして、提案説明を終わります。

○緒嶋委員長 次に、社民党、満行委員、よろしくをお願いします。

〔書記が資料を配付〕

○満行委員 3会派統一した案を持ってまいりました。3会派を代表して、私のほうで概要を説明申し上げたいと思います。社民党、愛みやぎ、民主党の案であります。

ここにもありますように、これは去年、社民

党が申し上げていた案を3会派、確認をして、きょう、出しております。総定数39、選挙区9ということで、基本的には任意合区ができるところはすべて合区をし、広域化を図る。そのことによって死に票、また一票の格差も狭まるという案であります。選挙区の定数につきましては、人口比例定数どおりになっています。また、ただし書き適用を行わないということでもあります。表は見ていただいたらわかりいただけると思いますので、以上です。

○緒嶋委員長 次に、公明党、河野委員。

○河野哲也委員 公明党も準備しておりますので。

〔書記が資料を配付〕

○河野哲也委員 公明党です。マスコミ等で「自民党と同調」という記事がありましたが、公明党が案としては先に出しておりました。

考え方としては、前々回からこの案でいっております。総定数、6減の39名ということで、これは最大に評価していただかなきゃいけないかなというふうに考えています。

任意合区なしということで、これは前々回から申し上げている理由として、やはり中山間地域の住民の方々の声を吸い上げるためには、目の前に県議会議員がいるということが大事であるという判断で、総定数39の中で、人口比定数ということで案分させていただいて、現状の16選挙区ということでこの表を完成させていただきました。

ただ、今後、合併が進むと考えられるということで、2枚目をごらんください。もし、新宮崎市及び新小林市、合併が進んだ場合ということで、14選挙区という考え方で提案をさせていただくことになると思います。西諸県郡に関しましては、小林市と野尻が合併協が成立しまし

て、その後どういうふうに進むか今、注目をしているところがございますが、そうすると、西諸県郡が強制合区という形になってくると思いますので、考え方として、そういうふうと一緒に、定数2ということで位置づけてあります。この場合、格差も、串間が1となったときに、児湯郡の1.71ということで、最小限になるのではないかというふうに考えているところがございます。以上です。

○緒嶋委員長 それぞれの各会派の見解について、皆さん方から御質問や御意見等を伺いたいと思いますが、どなたからでも。

○満行委員 自民党のほうから今、3項目について説明をいただきましたが、1番目の総定数39名については、今、聞きました、全会派一緒ということですので、これは合意を見るのかなと思いますので、言及はしません。

2番目の、任意合意を行わないを原則としながら、例外として小林市・西諸県郡ということなんですが、合併を見越してという説明でしたけれども、きのう、合併協は発足だと思うんです。その理論で行けば、宮崎市・宮崎郡は、合併協議会は前からつくっておられるわけですね。それと分けておられるというのは、県議会の自民党が西諸は合併ができるだろうということだったんですが、そうしたら、宮崎市・宮崎郡は違うという、その区分の仕方というのがよくわからないので。

○蓬原委員 この前お話ししましたように、あくまでも原則は、現行のままの選挙区というのがあるわけがございます。小林市については、先ほど説明しましたように、隣接する西諸県郡と小林市で、今のままの選挙区からいった場合に、大変な格差が生じる。2.13倍となるわけでありまして、宮崎郡と西諸県郡、それぞれの合

併については同じではないかということなんです、宮崎郡につきましては、合併ができた時点でこれを同一選挙区にしても、その定数への影響、それから格差への影響は変わらない。新宮崎市と見た場合には、ここにあります宮崎市に宮崎郡の定数を足せばいいということだけでございますので、我々は、あくまでも原則を重んじながら、西諸県郡については、既に任意合区として判断をしたということであります。

○緒嶋委員長 そのほか、御意見はございませんか。

○満行委員 もう一つ、3番目の人口比例の原則の例外、ただし書きを宮崎・児湯郡間で行うということだったんですが、きょうの新聞にも載っていますが、自民党は山間地に配慮というふうにされたということですけど、山間地というんだったら、もっと九州山地のほうに配慮すべき数字かなど。もう一回、宮崎と児湯郡でただし書きを適用したのを教えていただきたいんですが。

○蓬原委員 先ほども御説明申し上げましたように、この場合は、格差の縮小、1人区がふえることによって格差が大きくなるではないかという御指摘もございましたので、いろいろ検討した中で、できるだけ選挙区の議員1人当たりの一票の格差は少ないほうがいいということもまた前提として設計をしてまいりましたので、そう考えていきましたときに、児湯郡を2とした場合、1.71倍になりますので、これを中核市である宮崎市から1名移動することによって、格差が1.6倍まで、限りなく1に近づける努力をしようという結果が、この1名の移動、15条8項の適用となりました。

○緒嶋委員長 ほかの方の御意見、それぞれの案について、御意見等はございませんか。

○井上委員 先ほどの自民党案を見せていただきましたして、提案をいただいたんですが、総定数については39ということで、お互いが確認できたということなので、これは一歩、本当に前進かなというふうに思いますし、これはこのまま受けとめたいと思います。

それと、ただし書きの適用、先ほどから何度も御説明をいただいておりますが、格差是正のためのただし書き適用というふうに理解してよろしいんですか。

○緒嶋委員長 児湯に持っていったということですか。

○井上委員 そうです。ただし書きを適用する根拠というのをもう一度御説明いただければ。

○蓬原委員 面積等のこともありますけれども、主たる理由は、格差縮小、限りなく1に近づけようというのが一番の理由であります。

○井上委員 前回の委員会のとときにも、自民党案を出されて、出された分を一切変える必要はないんだというふうに思っているのか。今回、宮崎郡と宮崎市は合併協を含めていろんな議論中ですので、そのこととか含めると、小林市と西諸の選挙区との整合性というのがなかなか理解しづらいんですけど、その辺はもう一回御丁寧な説明をお願いしたいと思うんですけど。

○蓬原委員 先ほども申し上げましたが、おっしゃる意味はわかります。宮崎郡も合併についていろいろ話が進んでいる最中である。西諸の野尻町についても同じである。どうしてこちらだけを任意合区するのかということでもありますね。先ほど申し上げましたように、西諸・小林市については、現行選挙区で線引きをした場合に、隣同士で物すごく格差が大きい。一番少ないところと大きいところという、一番の格差の

大きなところになる。住民感情がそれを許さないだろうということが1つ。

それと、宮崎郡につきましては、合併が成りましても、ただ足し算で定数はいくことになりまますので、合併が成った時点で同じ選挙区とすればいいではないかということでもあります。

それと、もし、西諸と小林市を今の選挙区でやった場合に、小林市が例えば2、西諸が1となった場合に、今度、合併が進んだ場合に合わせて3ということになると、逆転現象が出てくるということですので、先を見込んで、ここについては、合併が進んだ段階で矛盾が出てくることになるので、今のうちにその矛盾が出てこないように、先を見越してやっておこうということが、この2つの合併が進んでいる話の中の違いということでもあります。

○井上委員 私どもは、何回も委員会を繰り返してきて、委員長報告にもありましたとおり、抜本的な改革をしていこうというところは合意ができたと思うんです。39にしたということについては、今までの定数からしたときは6人も減るわけだから、画期的ではないかということと言われることについても、私もそれは理解するわけですが、その中について、合区の中に入らないということになると、自民党案では定数を下げたということだけが改革であって、中については一切さわっておられないということについて、そこはどのようにおっしゃるのか、そこがよく理解できないんです。

○蓬原委員 なぜ、定数削減をしなければいけないかという話でございますが、これは御案内のとおりに行財政改革の中で、我々議会もひとしく痛みを分かち合わなければいけないということだと思います。市町村議会も合併が進んで、それぞれの市町村でも定数削減、18名が12名に

なったり、あるいは合併によって、16名いた町村議会議員が4名あるいは3名になるという現状の中で、県議会だけが今のままの定数でいいのかということが基本にあると思います。

そう考えましたときに、この改革の一番のメーンとなるのは、幾らまで総定数を減らすかという、ここだろうというふうに思います。したがって、この45、条例定数では48ですが、これを40以下の39にしたということは、データを見てもありますように、減員率で言えば18.8%、全国5位、削減率、45から39という数字で言えば宮崎県が13.3%、全国1番だというその数字からしても、これが改革の大きな目玉になり得ると。

ただ、中の選挙区をいじっていないから改革ではないということについては、これはまた議論の分かれるところでありまして、先ほども説明を申し上げましたが、前回も総務省まで、法令の郡と市を原則とするという、この改正はできないのかということの問い合わせ、国会の議論がどうなっているのかということまで問い合わせた結果、今のところ改正の機運もなければその考えもないということでしたので、であるならば、先ほど申し上げましたように、この法律の原則を尊重して、我々としては決めさせていただいた。

それは、申し上げておきますが、昨年度の委員会の基本方針にもありましたように、広くとるということ、任意合区をとるということも含めて、幅広く検討してきたし、我が会派の中でもそういう議論を踏まえての結論だったということは、最初から結論ありきで今の選挙区でいこうということでは決してなかった。その分だけ我々は時間がかかったんだということは申し上げておきたいというふうに思っております。

○井上委員 私は、自民党案を見たときに率直に感じるのは、多分、数を減らすということだけで選挙区の定数の問題は終わりなんだというふうな印象を受けざるを得ないわけです。1人区はずっと残したまま、従来のあれの中にちょっと人数を当てはめていくと。そういうことでは、本来、県議会がずっと議論してきた内容が、本質には届いていないのではないかと。ただ、39にされたという自民党案は、きょう、みんな39でいこうということが確認されたという点で言えば、これは確かに評価はいたします。これについては私もよかったというふうに思っているわけです。ただ、本来はもう一つ踏み込んだ中身だと思うんです。選挙区ごとの人数をどうしていくのかということが大変大事だと思っているんです。

前回の委員会のときにも、私も申し上げましたが、県政の課題ですよ。県政の課題は、ごみ処理の問題についてもそうですけれども、保健、福祉、医療、総体的に広域化しているわけです。行政の課題解決のためには広域化だというふうな議論になっているわけですね。私は今、総務政策常任委員会に所属しておりますので、今回の決算の審査の折にもそのことについて、行政的な課題というのは広域化ではないかと、そのことも含めて、自民党さんがずっと言ってこられた道州制の問題だとか、市町村合併の問題だとか、そういうことを考えれば考えるほど、そこにいる市町村議会を重視するがゆえに、そこも重視しつつ、県議会としては、だからこそ、踏み込んだ広域的な課題解決ができるような選挙区のあり方というのを、やっぱり模索すべきであるというふうに思っているわけです。ですから、なぜ今回、そこに踏み込まれなかったのかというのが、いまいち私どもに、これは私

だけなのかわかりませんが、伝わってこないというのが、自民党案を見たときの私の正直な意見なんですけど。

○蓬原委員 どこからお話しすればいいのか。例えば、社民党さん、愛みやぎきさん、民主党宮崎県議団さん出された案がございます。ここで、延岡市・西臼杵郡を見ますと、選挙区は同じになるということで、しかも現行の6が5になるんだというような数字になっているようがございます。これは、我が会派でもかなり議論になりました。西臼杵と延岡、かなり距離もございます。行ってみればわかりますように、高千穂というところはかなり峡谷の厳しい、山合いの、平地の少ないところでありまして、恐らく延岡と高千穂・西臼杵地方というのは住環境というのは大分違うんじゃないか。

具体的に出た話から申し上げますと、今は緒嶋さんという強い人がいらっしゃるけれども、ここが過疎化の中で人口がどんどん減っていったときに、いずれ、この西臼杵郡区から県議会議員になれる人はいないんじゃないだろうか。それを考えると、九州という地図を見たときに、ほぼ、へそといいますか、九州のへそ、ど真ん中ですよ。やはり、ここにはそれなりの配慮をすべきじゃないのかなと。はっきり言って、広域化ということも頭に入れながら議論をする中でありまして、そうなれば、今、井上委員がおっしゃるように、県議会議員というのは県全体のことを考えるのが仕事ではないか、それは当たり前です。国会議員は国のことを考えてもらわなければいけません。世界のことを考えながら、国のことを考えていただく。我々は県全体のことを考えながら、かつ、自分が住まうところの地域の代表として、住んでみなければわからないその地域の実情を届けながら、そして、

全体のバランスを考えながら、県勢の発展を考えていく必要がある。そういうことを考えると、やはり今の法の趣旨を尊重して、市郡単位でいったほうがいだろうと。

ついでながら申し上げますが、この前、宮日さんでしたか、知事が東京に行って高速道路の陳情をしたと。あれは「いもがらぼくと東京発」というのだったと思っていますが、後で囲まれて、知事に東京の在住の記者さんから質問があった。どういう質問か。「高速道路がないところでどうして救急施設があるんですか」という逆質問といいますか、とんでもない的外れな質問だったと思っていますが、その記者さんもそのことを書いていましたけれども、実際、そこに住んでみた者でないといけない、その地域の実情の大変さというのはあると思います。

全体のことを考えるのが我々の仕事です。ところが、その地域地域の特性があるわけだから、その地域の代表としての県議会議員というのは必要じゃないのかなというこの議論を踏まえて、我々はこの結論に達してきたということでありまして、決して先祖返りでもなければ、はなからそういう結論を持ってきたわけでもないし、党利党略でもありません。恐らく、このことによって、この選挙のあおりを食って厳しくなるのは、我々自民党の議員だ、そういうことを踏まえてこの結論を出してきたということは御理解をいただきたいと思っております。

○井上委員 私どもは、今回、県議会の改革も含めて、定数の削減を含めて、いろいろ議論をしているのはなぜかといいますと、やっぱり地方財政の厳しさと、国全体の財政の厳しさとかも含めてそうなんです。結局、予算の執行が本当に費用対効果を含めて、それが適切に使われているのかということの審議がきちんとでき

ないといけないということだと思えます。たまたま今回は会計検査院からいろいろな指摘も受けて云々とありましたが、本当にああいうのを聞くと、じくじたる思いがしてならないわけですね。本来、県議会が県議会たる役割を果たすということが大変重要だというふうに思えます。ですからこそ、その地域に住んでいらっしゃる方が、政策的なことも含めてそうだけれども、きちんと、自分たちの地域の代表者も含めて、県議会の構成ということも含めて、しっかりと選んでおかれるということがいいと思えます。今、自民党の会派の皆さんが大勢いらっしゃるということは、その政策が認められていると。私どものようなところは非常に少ないというのは、確かにそのとおりで、現実を見られたらわかるとおりだと思っております。ですから、そのことも含めれば含めるほど、いかに県民が地域にある課題について政策的論議ができるかということが大変重要だと思えます。そのことがいわゆる担保できる、そのことが保証されるということが、民主主義の一番必要なことだと思えます。今回議論されているのはそこだと思えます。

本来は法で決められた定数でも、私はそのことがあってもいいとは思えます。法で決められた定数で県議会があったとしてもいいと思えます。ただ問題は、どうやって選ばれて、その定数どおりの、まして県議会が求められている仕事がきちんとできるかどうかということだと思えます。県民の声のしっかりと反映されるということが大事であって、経過を含めて、広域化している今の県政の課題というのを、どうやってその課題の代表者を選び続けていくのかということが保証されなければならないと思えます。ですから、細かく切ってしまうこ

とが県民にとってプラスなのか、その地域にある議会が本質的なステータスのある議会に育っていくのかという点から考えれば、今、議論をして、個々の選挙区についても手を突っ込むこと、踏み込む、これが大事なんではないかと。

党利党略という言い方が適しているかどうかわかりませんが、現行議員に配慮してという議論だけでは、私たちは、自分たちのほうにかぶってきているわけですから、私たちは私たちの感覚できちんとそこにこたえていく、県民の要望にこたえていくということが大事だというふうに思っております。

○蓬原委員 おっしゃること、大まかに賛成です。我々議員はそうあるべきだというふうに思っております。我々議員の職責を守るとか、そういうことじゃなく、これはあくまでも機関ですからね。一つ申し上げたいのは、あくまでも選挙を経て議員は上がってくるもの、議席というものを得るものであるということ、民主主義の基本でありますから、あくまでも選挙を経てくるものであるということであって、これは党利党略がどうのという話じゃないと思うんですね。その選挙区からだれが上がってくるかということの問題ですから。

それと、狭く切るという発言なんですけど、ここが意見の分かれるところでありまして、私どもが出している表を見ていただきますと、例えば宮崎市、1人当たり54.25ヘクタールなんです。東臼杵郡1,292.99なんです。24倍ですか。地図を見てもわかりますように、東臼杵郡の広さというのはすごいものがあります。移動にも相当時間がかかります。向こうに行くのに川を迂回して、すぐそこなのに。そういう状況の中で細かく切るということは、人間の単位としては

小さいかもしれない。でも、その面積のそこに住まう人たちの気持ち、目配りをしなきゃいけない面積の広さを考えると、小さく切っているという言い方は、中山間地に住まう人にとって、ちょっといかな発言かなというふうに思います。議員1人当たり面積ということを見ていただければわかりますように、人口の次に面積というのが書いてありますから、これを見ていただければおわかりのように、決して小さく切っている数字ではないということは御理解いただきたいし、あくまでも、繰り返しになりますが、法の趣旨がそうなっているということを我々は尊重しているということでもあります。

○井上委員 何度も申し上げて恐縮ですが、自民党さんの主張というのは、最初から道州制の方向性というのは出されているんですね。一方では、市町村合併というのは強力に進めてこられたと思うんです。そのことを考えても、私が先ほど、小さく切るというふうに申し上げましたのは、選挙区をできるだけ大きくしていくことのほうがいいのではないかという表現であって、中山間地域の土地を細かく切るとか、そういう点での表現ではありませんので、誤解のないようにお願いいたします。

中山間地の問題も含めて、県政の課題であるということについては、いささかもそこに議論の余地はないんです。自民党さんと民主党と違いがあるということも思っておりません。私どものように議員が少ないと、私なんかが出かけていく範囲というのは、県内大方行くわけです。高千穂まではなかなか行けないんですけど、御要望はそちらからも来るということですので、出かけていくということについては、いささかも変わりがないわけです。ですから、足を運んで現場の人たちと一緒に話してということは、

それは県議会議員として当然なので、それはやるわけです。

ですからこそ、その県の民の人たちが選ぶときの範囲を広く、そして選べる対象を多くするということは、自民党さんの言われる道州制だとか市町村合併だとか、いろいろな意味から言っても、全然そこにそごはないというふうに私は思うんです。今まで主張してこられたことを考えれば、かえって民主、愛みやぎき、社民さんの案のほうが非常に皆さんに近いのではないかと逆に思ってしまうんですけど。

○蓬原委員 あと一言だけ言わせてください。小泉改革というのがあって、格差の拡大、地方の切り捨て等々、我々は宮崎県として、党派を超えて、思想信条を問わず、国に対して申し入れを行ってきました。高速道路がなかなか進まないのも、やはりそういうことかなと。東京に行きますと、たった1本の橋で宮崎県の高速道路をあっという間に開通してしまうのに、なかなかその予算がおいてこない。それは東京にいる人たちが、経済優先なのかどうかわかりませんが、その目で見ているから、今、名前が売れたとはいえ、宮崎県の存在さえわからないような状況の中で、どうしても地方というのが忘れられてしまう状況にある。その縮図というのは、宮崎県の中にもあるだろうというふうに思っております、やはり中間地への配慮が必要だなということは考えるわけでありまして。決して宮崎一極集中の話をするつもりはありませんが、日本全体で宮崎県の置かれた状況と東京ということを考えてときに、宮崎県の中でも宮崎市と、例えば東臼杵郡がどうだ、高千穂がどうだ、県西のえびのの向こうの吉松の境の峠はどうかということを考えてときに、隅々まで光を照らす、目を届けるということからいけば、最終的には、

いろいろ議論した結果、今の選挙区割りのほうが県土の均衡ある発展を考えたときには、声がこの県庁にしっかり届いて、そして、我々はその中で県全体の発展のことを議論すればいいわけですから、この選挙区割りが望ましいという結論に達しました。もうこれ以上は申し上げません。

○井上委員 今、案のぶつけ合いなんですけれども、県民の皆さんが自分たちの身近な議員を選ぶのに、どうあったらいいのかというのは、県民の皆さんの御意見をやっぱり聞かざるを得ないのではないかと。これほど違えば、聞く必要があるのではないかとこの思いがしてならないわけなんです。現実には、地域によっては非常に減るところもあるし、ふえるところもあるしということもあるかもしれません。自民党案についても、県民の皆さんからは一言二言あるのではないかとこの思いがしてならないんですけれども、最終的には、県民の皆さんのお力を得て、意見を聞かざるを得ないのではないかとこの思いがしてならないんですけど、そこについて御意見はいかがなんでしょうか。

○蓬原委員 前回は申し上げましたが、これは、県議会議員が自分で自分の身を切る、いわゆる痛みを分かち合うということで、やはり自分たちのことは自分たちで決めるというのが基本だというふうに思っております、とは言いながら、やはりいろいろ御意見はお伺いしないといけないだろうということで、今年の委員会の中で、全市の市議会議長さん、各郡、郡は郡議長会というのがありますので、各郡の議長の皆さんにお越しいただきまして、全員出席でありましたが、御意見を伺いました。その中で、都市は、県議会がいい形で結論を出していただければいいという発言でありましたが、延岡市も

そのほかの郡の皆さんもすべて、私どものところからは絶えず代表というのを残す形での区割りにしてほしいということがあったということは間違いありません。

ただ一つ、ここまでは私が言うべきかなと思っていましたが、あえて、発言がありましたので言わせていただきますが、宮崎市の議長さんの発言が最後にございまして、私も委員長として話を聞いておりました。宮崎市の議長さんの発言についての議論はありませんでしたが、ある意味、大変ショッキングな発言でありました。議事録を見ての話ではありませんので、私の耳に残っていることだけを3つ申し上げますが、1つは、県議会は中二階だと。大変びっくりいたしました。それから、宮崎市は中核市になって、県から権限移譲もかなり進んでおります。その次におっしゃった言葉がかなりびっくりしたんですが、県議会議員に頼むことは何もないということをおっしゃいまして、その地域によって、県議会議員というものに対する認識、評価、期待というのはこんなにも違うものかなと。これは事実でございます。つくり話ではありませんので、そういうこともあったということも、ついでながら、言いにくいことでしたけれども、今、話が出ましたから申し添えておきたいと存じます。

○井上委員 この日高議長の発言は、別に宮崎市選出の県議会議員に対して言われた言葉だけであるというふうには全然受け取っておりませんで、県議会総体が中二階であるというのは、宮崎市は中核市ですので、そういう意味で言うと、宮崎市選出の県議会議員だけに何か物を言うていらっしゃるわけではないんですね。県議会議員に頼まなくてもよいというのは、県議会総体に依存しなくてもいいというふうに、中核市

でいらっしゃるので、そういうふうな御発言だと思っていますので、宮崎市の県議会議員と宮崎市の市議会が直接そういうふうにはやっていなくても、別にそのこととは考えておりません。

私どもは、宮崎市選出の県議会議員が宮崎県政全体の話をしていくのに、一宮崎市議会のことだけで云々という判断はしておりません。総体的な判断しかしませんので、そのことについては、これは日高議長の御意見であって、別に県議会を頼りにしておりませんよというのは、総体的な県議会に対する御意見だというふうに思っていて、突出して御都合のいいところだけを取り上げて物を言うというのは、委員会発言には適していないというふうに私は思っております。

ただ、自民党案と公明党さんから出された意見、その全部をどうやって整合させていくのかという点については、自民党の委員の皆さんは何か御意見は。

○蓬原委員 後は委員長において御進行の取り計らいをお願いします。

○緒嶋委員長 どこでか結論を出さないかんわけですね。平行線のままだでもいけないし、最終的には議会のルールにのっとって進めなければいけないが、きょうは、各案が出てきたので、それぞれ疑義というか、質問することによってお互いの立場を理解するというのが、きょうの一つの趣旨だろうというふうに思っております。しかし、こういう議論を長くやることもどうかなという気もしますが、きょうは議論を深めるというのが大事かなというふうには思っておるところでございますが、ほかに、それぞれに対しての質疑等はございませんか。

○満行委員 ずっと蓬原委員の話聞いて気になったのは、1つは面積要件なんですけど、東白

杵を例にとられました。我々も東臼杵選挙区は一緒なんです。

県北、西臼杵の話がされました。私は、緒嶋委員長はすばらしい御見識をお持ちの方だと思っていますので、それは当然、活躍をいただく。当たり前なんです。我々が広域化したほうが良いという議論と自民党の案との大きな違いは、具体的な話をしてみると、西臼杵が延岡と同じ選挙区になったら、西臼杵の代表がいなくなるんじゃないかというふうに聞こえるんですよ。これのとりようは、西臼杵は、今、1名しか代表はいないけれども、選挙区が1つになるわけですから、5人の代表が西臼杵から出ると。これは選挙区ですから、当然、責任を負うし、私は都城ですが、やっぱり県北にも行きますし、西臼杵にも行きます。これは当然だと思っただけです。先ほど、国会議員の話もされましたが、選挙区が一緒になるということはそういうことで、もっと言及するならば、市町村だろうが国政だろうが、人口密集地のほうが選挙に強いとかいう話にはなっていないわけで、合併をしたところのその町村から市議会議員に、そして合併をした町村選出の人がいっぱい県議会議員になっているという事実は、今日まで厳然とあるわけですから、西臼杵が独立しないと西臼杵の代表は出ないという議論では、広域化というのはできないだろうと思います。

また、去年、議長会と意見交換をしたというふうに言われています。確かにそうなんです。もっと僕はやるべきじゃないのかなと。やっときょう、お互いの案が出たので、これを県民の皆さん、どうですかということを私は聞くべきじゃないのかなと。

県議会議員の大先輩で日向市長もされた山本孫春さんは、「声」の欄に、これはおかしいと、

この時代は合区、広域化の選挙区にすべきだという主張もされているし、そういういろんな方々の意見も一回聞いて、それを判断材料にするべきじゃないのかなと、県北の話をするれば、そのように感じております。

○緒嶋委員長 いずれにしても、2年間かけて今に来たわけですね。そして、結論は少なくとも今期で出して、遅くとも2月議会では条例化しようというところまでは一つのルールとして皆さん確認をしておるわけですね。私は、やはりこの会期中には結論を出すべきだと。皆さんの約束事として、ここで結論を出すということは年度初めの委員会で決めたことですから、それは守っていかないかというふうに委員長としては思っております。議論はそれぞれ出てきていいと思いますが、最終的な結論がどういう形になるかは別にして、私は今議会に出したいと委員長として思っております。

○満行委員 再度申し上げますが、社民、愛みやざきというのは昨年から案は出しているわけですよ。去年、結論をとれずに今日までやって、やっときょう全会派の案が出そろったわけですから、今から議論をするべきだろうと思うんですけれども。

○緒嶋委員長 党議持ち帰りということは当然やっていただきますが、本質的には39というのは変わらんわけですね。ある意味では、前提は同じだと。後は選挙区割りをどうするかということの方法論がそういうふうに変っておるわけでありまして、最終的に議論を深めて、どこかで結論を出さないかんわけですから、折衷的なものが皆さん方の意見の中でそうならば別ですけれども、最終的にはそれぞれの案のどの案がいいかということで結論を出さざるを得んのかなというふうに私は思っております。折衷

案がうまくいかなければですね。

○満行委員 持って帰るということは我々もですけれども、総定数39というのはまとまったので、それを前提に持ち帰って、次は選挙区をどうするか、選挙区定数をどうするかという議論に進むということで確認していいですか。

○緒嶋委員長 今回の発言であります、総定数39名というのは、ここで決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、宮崎県議会の次回の選挙から総定数39名ということは、委員会としては決定いたしました。

○井上委員 もう一つ確認をしたいんですけど、Bの総定数については39で確認ですね。最後のただし書きの適用の関係のところは、自民党さんは適用すると結論づけられたというふうに受けとめていいということですね。

○蓬原委員 そうです。

○井上委員 それともう一つ、折衷案というのはいり得るんですね。

○緒嶋委員長 私が折衷案を出すということではなくて、合意がなければ、それぞれの案でいいか悪いかを採決しなきゃ仕方がないということになるのかなというふうに思うんです。

○坂元委員 前回の委員会での最後の結論は、それぞれの選挙区案を含めて議案を持ってこいということだったんです。だから、きょう、議案を持ち寄ったわけですから、ここで議論が深まるとは私は思っていません。選挙区が大きければ改革だという意見も、私は意味がちょっとわからない。それぞれの案をきょう持ち寄ったと。じゃ、我々は各党の案をもう一回持ち帰ろうかということにならないといけないと思います。

○鳥飼議員 大変な御苦勞で自民党さんもまとめられたらと思います。ちょっと聞きにくいことで恐縮なんですけれども、確かに、東臼杵とか西臼杵も広いから大変だというのはわかるんですが、過疎地の意見を反映するようということで御説明があったというふうに思っております。児湯郡は過疎地なのかなというのはさておきまして、宮崎市に隣接します宮崎郡、聞きにくいというのはここなんですけれども、都城に隣接します北諸県郡はほとんど過疎地ということはないと思うんですね。ここだけ残された理由を御説明いただくといいんですけれども。

○蓬原委員 質疑ですね。基本は、この前申し上げましたように、法律の基本的な考えを遵守しながら、市郡でいくということでしたから、市郡なんですね。ただ、西諸については、先ほど申し上げましたように、今の選挙区でいった場合には2.13倍という、隣接する選挙区で物すごく格差が広がるということがありますので、しかも、合併は間違いないだろうという先を見越して、ここだけ任意合区にしたということであって、あくまでも基本は市郡ということでしたから、残っているというふうに御理解いただきたいと思います。

○権藤議員 委員外ですから、別に議論をしてどうこうということは考えておりませんが、一つは、蓬原委員から出された、マイナスは宮崎市の選挙区は免れないという説明があったんですが、これはどういうことなのかなと。後は委員の皆さんで次回以降に……。

もう一つは、法的な解釈でいくと、1人区については、すべて法的には合法ですよということなんです、私の解釈でいきますと、任意合区、強制合区、あるいはまた合区をしない、そ

ういう基準というのはあると思うんです。それを純粋な形で取り入れたものは、社民、愛みやぎ、民主、この3派の案が一番法的には満たしているというふうに考えます。

それから、もう一つは、西臼杵の例でこうなったらこうなるというような仮定のお話がありましたが、宮崎市の選挙区でも、高岡は2人入れたがゆえにゼロ、佐土原は2人出て2人とも通った。田野は前回議席があったけど、なくなった。その選挙を仮定していろいろ言えば、いろんな展開が出てきて非常に難しいんじゃないか。

以上3点を、委員外ですから議論はしませんが、聞いておってちょっと首をかしげたものですから、発言させていただきました。

○蓬原委員 意見を言わせてください。私は自民党の県議団の幹事長でありますので、代表してその結論を説明申し上げないといけない立場でございますから、申し上げます。北諸県郡の話が出ましたが、私も1人区から出ている人間なので、非常に言いづらいものがあります。先ほども申し上げましたが、去年は委員長でありましたので、いろんな角度から検討してきたことは間違いないということは申し上げておきたいというふうに思っております。誤解のないようにひとつお願い申し上げます。

○中村議員 さっきの皆さんの議論を聞いていて、私ども、緒嶋委員長を初めとして、本当に何回も部会を開いていただいて、自民党案を提出していただきました。ほかの党派のことは言いませんが、28名という大世帯で、28通りの言い分があるわけですから、これをまとめてこの案を出すということは、本当に大変なことであります。私どものまとめが絶対正しいとは言えません。皆さん方がつくった案であっても、だれであっても、完璧な案というのではないと思

います。私どもが努力をして、28名の総意で持ってきたということについては、評価していただきたいし、そしてまた、この委員会の中で自民党が党利党略だとか、あるいは死に票だとか、そういったことは言わないでほしいと思うんです。というのは、書かれるのは自民党批判が書かれますから、僕らは真摯に議論すべきであって、私のほうにも電話等が来ますが、「死に票とは何ですか。1人区だって、2人出たら、その負けたほうは死に票になるんですか」と。どんな選挙でも死に票というのはありません。そういったものを考えていただかないと、いつも党利党略だと言われますが、さっきからお話に出ているように、一番被害を受ける、一番危なくなるのは自民党議員です。それは皆さんお考えのとおりだと思います。このことだけを私は申し上げておきます。28人分の苦勞をしたということは認めていただきたいと思います。

○緒嶋委員長 坂元委員からもありましたように、それぞれ各会派の成案をもってこういう形で提出していただいたわけでありまして。この議論を深めて案が変更できるかどうかというのが問題ですけれども、それがどうしてもできなければ、これはやはりルールにのっとって決めざるを得ないだろうと思います。しかし、きょう決めるということはどうかと思いますので、党に持ち帰って、またそれぞれ各会派で議論して、対案をまだ見ていないわけですから、だから、議論していただいて、もう一回、できるだけ近いうちに委員会を開いて、また議論をしていただくと。そういうことで、今会期中の結論を得ることが我々に課せられた一つの宿題だというふうに思っておりますので、次の委員会をできるだけ早く、それぞれ皆さん、いろいろと日程もありますけれども、決めていただきたいとい

うふうに思うんですけども、どんなものですか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 正副委員長に一任ということですが、そういうことでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、日程表が皆さんの手元に配付してあるかと思いますが、これを見ていただくと、一般質問が4日から始まり、10日で終わります。11日から常任委員会ですが、10日が午後2人質問で、今のところ3時に終了する予定と聞いておりますので、願わくば12月10日（水曜日）の午後3時に次の特別委員会を開きたいというふうに思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 そうということで、それぞれ党議で十分検討いただいて、一般質問の終了日の12月10日午後3時に本委員会を開会したいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

そのほか、何もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、本日の委員会はこれをもちまして閉会といたします。

午後3時1分閉会